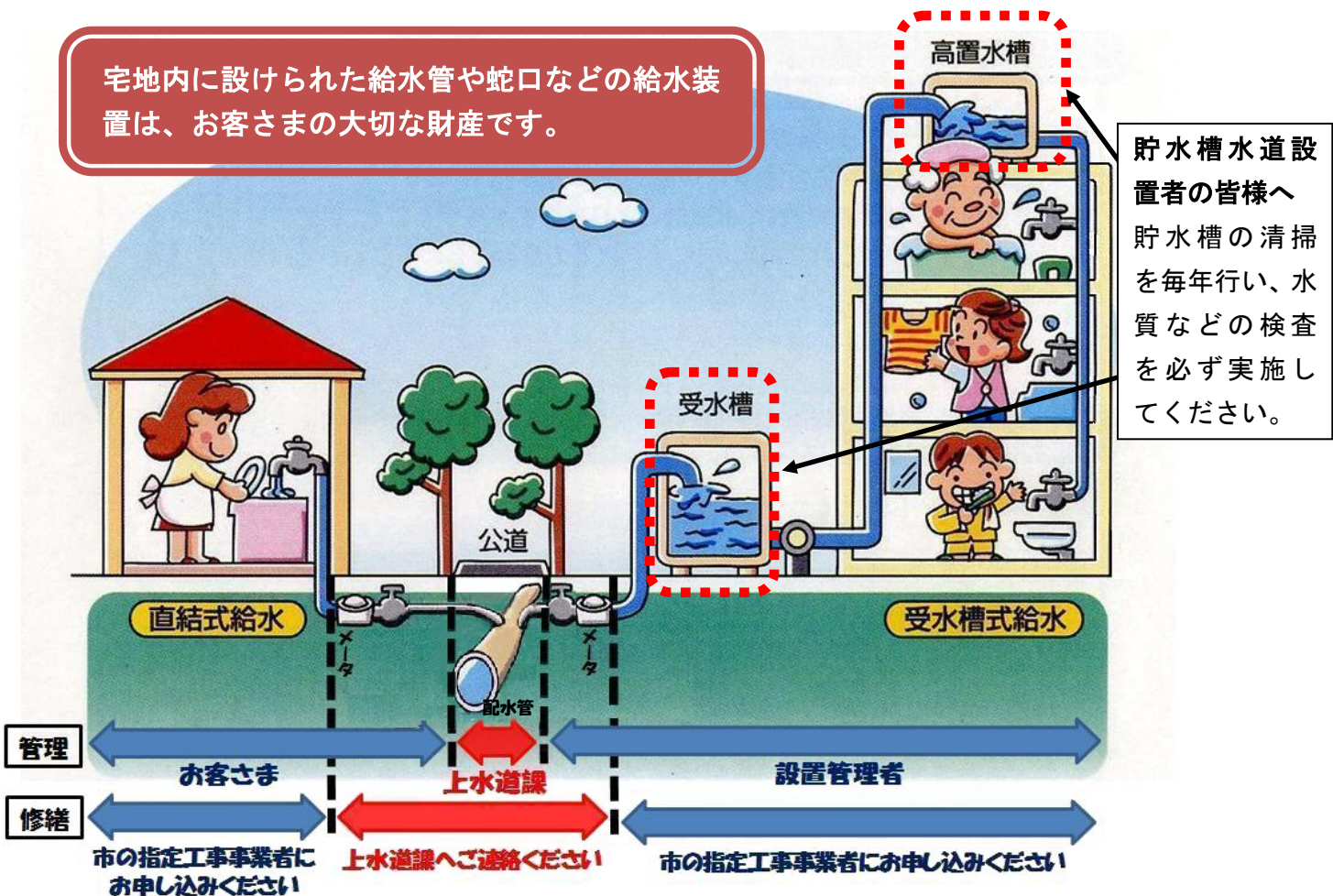


# 7. ご家庭の水道を守る

## 給水装置の管理について

宅地内に設けられた給水管や蛇口などの給水装置は、お客さまの大切な財産です。



※ご家庭の水道を工事するときは  
給水装置の工事は、三田市の指定給水装置工事業者でなければいけないことになっています。  
ホームページに指定給水装置工事業者一覧を掲載しています。

## 不審な訪問販売等に注意！

市の職員を装い、各家庭を訪問し、「水質検査や浄水器購入の勧誘」「水道工事や点検の勧誘」などにより高額な費用を請求するといった事例が発生しています。

- 市の職員が市民の皆さんからのご依頼なしに、一方的にご家庭を訪問し、「水質検査や水道の工事・点検・修理」を行い、費用を請求することは一切ありません。
- 市の職員が直接、または、業者に委託して、ご家庭を訪問し、浄水器等物品の販売やレンタルなどを行うことは一切ありません。

